

ホームページ広告掲載取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人相模原市勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）がインターネット上に公開しているホームページへの広告掲載について必要な事項を定める。

(広告の種類及び範囲)

第2条 センターホームページに掲載する広告は、バナー広告とし、次に掲げるものを除くものとする。

- (1) センターホームページの公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第2条に掲げる営業に該当するもの

- (3) 政治活動、宗教活動又は個人若しくは団体等の意見広告に係るもの
- (4) 青少年の健全育成に反するもの
- (5) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (6) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないとセンターが認めるもの

2 前項各号に規定する広告の範囲は、センターホームページバナー広告掲載基準に定める。

(広告の規格)

第3条 広告の規格は次のとおりとする。

- (1) サイズ 縦60ピクセル×横120ピクセル
- (2) 画像形式 GIF（アニメ不可）、JPEG、PNG
- (3) 容量 4KB 以内

(広告を掲載するページ、位置及び枠数)

第4条 広告を掲載するページ、広告の位置及び枠数はセンターが別に定める。

(掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間（以下「掲載期間」という。）は3か月単位とし、6か月を超えない期間とする。ただし、センターが必要と認めるときは、掲載期間を指定することができるものとする。

2 広告掲載の開始日及び終了日はセンターが別に定める。

(広告の掲載料)

第6条 前条に規定する期間に係る広告の掲載料は類似広告の市場価格等を勘案し、センターが別に定める。

2 第10条に規定する広告主は、前項の規定による掲載料（以下「広告掲載料」という。）をセンターの指定する期日までに、一括前納するものとする。

(広告掲載希望者の募集)

第 7 条 広告の掲載を希望する者 (以下「掲載希望者」という。) の募集は、センターのホームページ等で公募するものとする。

2 前項の募集は、広告枠を新たに設けたとき、又は広告枠に空きが生じたときに行うものとする。

3 センターは、公募を行うに当たって、第 10 条に規定する広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載の案内をできるものとする。

(広告掲載の申込み)

第 8 条 掲載希望者は、センターホームページバナー広告掲載申込書 (第 1 号様式) に掲載しようとする広告案の原稿及び市区町村民税の納税証明書を添えて、センターが指定する期間内に申し込むものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載の決定)

第 9 条 センターは、第 2 条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

2 センターは、掲載希望者の数が、第 4 条の規定による広告の枠数を超えたときは、先着順に決定するものを除き抽選により決定する。

3 センターは、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について掲載希望者に、広告掲載等決定通知書 (第 2 号様式) により通知する。

(広告掲載内容の提出)

第 10 条 前条の規定により広告掲載可の決定を受けた者 (以下「広告主」という。) は、別に定めるホームページ等広告掲載基準並びに広告表現ガイドラインに基づき作成した広告原案をセンターに提出しなければならない。

(広告内容、デザイン等の審査及び協議)

第 11 条 提出された原案について、広告の内容及びデザインについて、センターのホームページの信用性等を損なうことのないよう、広告主とセンターが必ず協議するものとする。

(広告内容等の変更)

第 12 条 センターは、広告の内容、デザイン及びリンク先の WEB ページ内容等が法令に違反しているとき若しくはそのおそれがあるとき又はこの要綱等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第 13 条 センターは、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手續を要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

(3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、センターホームページへの広告の掲載が適切でないと判断したとき。

2 前項第2号から第4号までの規定により広告の掲載を取り消した場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載の取り下げ)

第14条 広告主は自己の都合により、センターホームページへの広告の掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、広告主は書面によりセンターに申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告の掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(掲載期間の延長)

第15条 掲載期間内に、センターの都合でセンターのホームページを一時的に閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

2 広告主の責に帰さない理由により、センターが広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告掲載料の返還)

第16条 センターは、前条の規定により広告が掲載できなかった場合において、掲載期間の延長が困難な場合には、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、バナー広告をセンターのホームページから削除した日から広告掲載終了予定日までの日数で日割り計算した額とする。

3 前2項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(広告主の責務)

第17条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、センターに対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(リンク先)

第18条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更の1週間前までにセンターに連絡するものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。